

●香川県広域水道企業団告示第8号

平成30年香川県広域水道企業団告示第14号（水道料金等の徴収事務の委託）の一部を次のように改正する。

令和元年10月25日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
2 受託者の名称等					2 受託者の名称等				
委託事務の範囲	主な徴収事務の取扱い場所	受託者の名称	受託者の所在地	委託期間	委託事務の範囲	主な徴収事務の取扱い場所	受託者の名称	受託者の所在地	委託期間
略					略				
観音寺事務所に係る水道料金等及び観音寺市から香川県広域水道企業団が受託した下水道使用料等の徴収事務	観音寺事務所窓口	フジ地中情報株式会社四国営業所	香川県高松市伏石町2088番地22	<u>令和元年10月1日</u> から <u>令和2年3月31日</u> まで	観音寺事務所に係る水道料金等及び観音寺市から香川県広域水道企業団が受託した下水道使用料等の徴収事務	観音寺事務所窓口	フジ地中情報株式会社四国営業所	香川県高松市伏石町2088番地22	<u>平成30年4月1日</u> から <u>平成31年9月30日</u> まで
略					略				